第

5882

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 1月 25日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ↔ 団体信用保険の取扱い

**Q**:ローンを組んで自宅を購入しました。 このときに団体信用保険に加入させられまし たが、この保険の取扱いは、保険事故があっ た場合、どのようになるのですか?

A:次のようになります。

## 【解説】

団体信用保険とは、賦払償還債務者が債務 の償還中に死亡または高度障害になったとき に、債権者である契約者に保険金が支払われ るというものです。

借入れを受けた人が亡くなったときは、住宅ローンの残額に相当する金額が銀行等の金融機関に支払われ、借入れを受けた人の住宅ローンは免除されることになります。

団体信用保険の税務上の取扱いは、次のようになっています。

- ①保険事故が死亡であった場合の賦払償還 債務の免除に関しては、相続税の課税上は 相続人によって承継される債務がないも のとし、被保険者である顧客及びその相続 人について所得税の課税関係は生じない。
- ②保険事故が疾病であった場合の賦払償還 債務の免除に関しては、その利益が身体の 傷害に基因して受けるものであるので、所 得税の課税関係は生じない。







